

# 外国語学習支援事業派遣業務 仕様書

## 1 事業の名称

外国語学習支援事業

## 2 事業の目的

この事業は、英語に関する外国語学習支援員を石垣市立中学校（以下「各学校」という。）に配置して、次項に定める業務を行わせることにより、英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図るとともに、生徒の英語に対する興味・関心の向上を図ることを目的とする。

## 3 業務を行う期間 別途協議の上、定めた日から令和7年3月21日（金）まで

## 4 業務の内容

外国語学習支援員は、各学校における校長の指示を通じて、各学校の外国語担当教職員の指導のもと、または教育委員会事務局（学校教育課）の指示により、以下の業務に従事する。

- (1) 中学校における外国語科授業、中学校における国際理解に関する授業の支援
- (2) 総合的な学習の時間・特別活動・特別の教科 道徳を中心とした各教科の授業等への支援
- (3) 各学校における指導において、各学校の教職員等との打ち合わせ、カリキュラム・教材等の研究や作成とその補助および提供
- (4) リスニングテスト等音声教材の作成の支援
- (5) 校内で実施される学校行事への参加・参観
- (6) 各学校における授業の反省・分析・評価への参加と情報提供
- (7) 教育委員会が主催する教職員への研修及び各学校における教職員に対する国際理解や英語活動に関わる研修の支援や研修会の講師
- (8) スピーチコンテスト等に関わる指導
- (9) 国際交流事業における指導及び指導補助
- (10) その他、各学校長が指示した関連業務

## 5 業務の実施

### (1) 基本事項

上記4で定める業務のほか、教育委員会が定める基準に従って、業務を行うものとする。なお、業務における基本事項は、次のとおりとする。

- ① 業務実施月の翌月に速やかに外国語学習支援員業務日誌を事務局へ提出する。内容は、外国語学習支援員ごとの派遣先中学校名・日時・担当した授業・学校長または教頭の承認印を含むものとする。また、年度末には外国語学習支援取組報告書を作成し、事務局へ提出する。
- ② 個人情報の適正管理に関して石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年石垣市条例第13号）の規定を順守し、個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分に留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止等、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ③ 業務を遂行するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。業務期間が終了した後も同様とする。
- ④ その他、業務に関する詳細事項は、協議の上、契約書で定める。

### (2) 派遣先及び業務日時

- ① 市内中学校（9校）のうち、曜日毎に指定された学校へ適正に配置する。ただし、年度の途中であっても、派遣元と協議の上、変更できるものとする。
- ② 派遣人数は2名とする。
- ③ 業務を行う日は、原則として月曜日から金曜日までとし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び石垣市教育委員会が指定する日を除く。なお、派遣先の学校行事の都合により、業務実施日程を振り替える場合もあるものとする。

#### ④ 業務を行う時間

中学校において、午前8時15分から午後4時45分までとする。ただし、業務時間の途中に45分の休憩時間をおく。

#### ⑤ 担当する授業時間数

中学校において1日につき6時限（1時限の時間は50分を原則とする。ただし、学校の求めに応じて1時限を分割することもある）を限度とする。

#### ⑥ 業務日及び業務時間の通知

各学校における業務日及び業務時間は、派遣先と派遣元との調整の上、通知するものとする。

- (3) (1)・(2)に定める事項は、学校行事その他の事情により変更する場合がある。この場合において派遣先は、あらかじめ書面等により派遣元に通知するものとする。

## 6 外国語学習支援員の資格要件

派遣元は、前項の業務を実施する外国語学習支援員の選任に当たっては、次の各号に掲

げる資格要件を全て満たすことを条件とし、適任者を選定する。また、派遣元は派遣先に外国語学習支援員の名前及びその履歴が記載された書類を提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 英語を母国語とし、英語を公用語とする国の大学以上の卒業の資格を有すること。
- (2) 現代の標準的な英語力を備え、英語の発音、リズム、イントネーション及び発声が優秀であり、かつ文章力、文法力が優れていること。
- (3) 定期的に健康診断を受け、心身ともに健康であり、契約期間内の勤務が可能であること。
- (4) 日本の教育環境を十分に理解し、熱意を持って指導にあたることが可能であること
- (5) 過去に小学校・中学校のいずれかでの指導経験が十分にあるか、または派遣元の研修等を十分な期間受講し、派遣先の必要とする水準の教授技術を持つこと。
- (6) 適正な就労査証を有していること。
- (7) 教職員との打ち合わせが行える程度に日本語の会話ができること。
- (8) 派遣先の学校において、教職員や生徒と積極的にコミュニケーションを図ることができるとともに、良好な人間関係を構築できること。
- (9) 法令を遵守し、日本の習慣等を理解し、良識を持った行動・服装等、教育者としてふさわしい資質を有すること。